

定額減税調整給付金

物価高騰対策として6月から始まった所得税・住民税の定額減税額が、所得税と個人住民税から減税しきれないと見込まれる方に、差額分を給付します。

問 定額減税調整給付金コールセンター（7月1日開設）
(☎0120-829-800 FAX0120-815-502)

対象 合計所得金額が1,805万円以下で次に該当する方
・ 定額減税可能額（※1）が令和6年分推計所得税額か
令和6年度個人住民税所得割額（※2）を上回る

※1 所得税分…3万円×（本人+扶養親族の人数） 個人住民税分…1万円×（本人+扶養親族の人数）
※2 所得税分…令和6年分推計所得税額 個人住民税分…令和6年度個人住民税所得割額

給付額 アとイの合計額(1万円単位切り上げ)
ア 所得税分
所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額
イ 個人住民税分
個人住民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度個人住民税所得割額

申請 対象の方に7月中旬以降に送付する案内を確認のうえ、市電子申請システムか郵送で

給付 7月下旬（予定）から順次

受付 9月30日まで（消印有効）



詳しくは→

対象の方に案内を送付

調整給付金の算出例

令和6年分推計所得税額：39,500円
令和6年度個人住民税所得割額：60,000円
扶養親族3人 の場合

所得税分 所得税分減税可能額
…30,000円×4人=120,000円
120,000円-39,500円=80,500円…ア

個人住民税 個人住民税所得割分減税可能額
…10,000円×4人=40,000円
40,000円-60,000円=-20,000円→0円…イ

ア+イ=80,500円
1万円単位で切り上げて、90,000円給付



所得税について詳しくは→



個人住民税について詳しくは→

令和6年度 堺市住民税非課税世帯等臨時特別給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、新たに住民税非課税などになった世帯に1世帯当たり10万円を支給します。また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養する子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給します。

問 臨時特別給付金コールセンター
(☎0120-061-047 FAX0120-406-564)

対象 令和6年6月3日時点で市に住民登録があり、次に該当する世帯
(住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成する世帯は対象外)

- 1 令和6年度住民税が新たに非課税となったか均等割のみ課税となった（定額減税前）
- 2 1の世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している

給付額 1 1世帯当たり10万円 2 18歳以下の児童1人当たり5万円

申請 対象世帯に6月下旬以降に送付した支給要件確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付して返送

●世帯に昨年1月2日以降に転入した方がいるなど確認書が届かない方
市ホームページ(QRコード)か区役所の手続き支援窓口で配布する申請書に、必要事項を記入し必要書類を添付して郵送

給付 7月上旬(予定)から順次

受付 9月30日まで(消印有効)



詳しくは→

令和5年度の給付金対象世帯は対象外
(未申請・辞退も含む)

手続き支援窓口



確認書と申請書の作成を補助します。受付はしません。

場所 区役所

日時 月～金曜日(祝休日を除く) 9～17時30分



給付金を装った詐欺にご注意を

内閣府や市役所などを名乗ったメールやサイト、電話などに注意してください。心当たりのないメールが届いても、記載されたURLにアクセスしたり個人情報を入力せず、削除してください。

堺市長の 今月のひとこと



「百舌鳥・古市古墳群」は7月6日に世界遺産登録5周年を迎えます。堺の古墳は地域住民の皆様による保存運動など熱い思いによって奇跡的に現代に存在しています。1600年以上の時を越えて現存する貴重な古墳群を私達はこれからも守り続けなくてはなりません。

堺市は、全国に約16万基あるとされる古墳のいわば代表として世界遺産に登録された「百舌鳥・古市古墳群」を有する自治体であり、先人から受け継いできた貴重な古墳群を守り、より

多くの皆様はその価値と魅力が広がることで次の世代にも確実に引き継ぐために力を注ぎます。

今月号の巻頭特集では、これまで以上に身近に感じていただけるように古墳にまつわる豆知識や家族で楽しめる古墳関連スポット、イベント等をお伝えしています。5周年を機に、仁徳天皇陵古墳をはじめとした魅力あふれる堺の古墳群を巡っていただけると嬉しく思います。

堺市長 永藤英機